

○霧島市行事の共催等に関する取扱要綱

平成17年11月7日

教育委員会告示第3号

改正 平成21年4月1日教委告示第2号

令和3年7月1日教委告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の共催及び後援(協賛を含む。以下同じ。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共催及び後援の基準)

第2条 教育委員会が、共催等の承認を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行事の主催者が、次のいずれかに該当するもので組織、資金等に関して、行事の遂行能力が十分であると認められること。

ア 国、地方公共団体又はこれに準ずるもの

イ 社会教育団体、社会体育団体、文化団体等で、当該団体の設立目的、活動状況等が本市教育行政の推進方針に即したもの

ウ その他教育委員会が、特に適当と認めるもの

(2) 行事の内容等が、公共性又は公益性を有し、教育、文化、芸術、スポーツ等の振興に寄与すると認められること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 個人が行うもの

イ 営利を目的とすると認められるもの

ウ 政治的又は宗教的目的をもつと認められるもの

エ その他教育委員会が不適当と認めるもの

2 前項の規定により教育委員会が共催を承認する場合は、その企画若しくは運営に参画し、又はその経費の一部を負担若しくは補助する場合もある。

(共催又は後援の承認申請)

第3条 行事の共催又は後援の承認申請をしようとするものは、共催(後援)承認申請書(第1号様式)を行事開催日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(共催又は後援の承認の決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、共催又は後援の承認決定をしたときは、当該申請者に対して共催(後援)承認書(第2号様式)を交付する。

2 共催(後援)承認申請書を受理した教育委員会事務局の主管課は、前項の規定によりその内容を審査するに当たっては、あらかじめ関係課と協議しなければならない。

(共催又は後援の名義)

第5条 行事の共催又は後援の名義は「霧島市教育委員会」とする。

2 前項の名義の使用期間は、承認した日から当該行事終了日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の行事の共催等に関する取扱い要綱(平成10年国分市教育委員会告示第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日教委告示第2号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月1日教委告示第1号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

霧島市教育委員会教育長 様

住所
申請者
氏名

行事（共催）・（後援）・（協賛）について（申請）

次のとおり、行事を開催するに当たり、霧島市教育委員会の（共催・後援・協賛）承認を得たいので、ここに申請します。

行 事 名	
期 日	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
場 所	
行事の趣旨及び内容は具体的に	
主 催 者	
共 催 者	
後 援 者	
参加者の範囲 参加者数	
入場料の有無 及びその額等	
備 考	

- 注 1 （共催・後援・協賛）は該当を○で囲む。
2 計画の変更は、速やかに届け出て、承認を受けること。
3 申請書は、行事日の30日前までに提出すること。
4 その他必要な書類

第2号様式（第4条関係）

第 年 月 日

様

霧島市教育委員会
教育長 印

（共催・後援・協賛）について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記の件については、下記の条件を付して承認
します。

記

- 1 行事の名称
- 2 承認条件

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第4条関係)